

第16回統一地方選挙 東京都知事選挙

告示 投票日
7日(土)

【期日前投票】市役所 3月23日(金)～4月7日(土)、消費者活動センター 4月1日(月)

三鷹市議会議員選挙 三鷹市長選挙

告示 投票日
4月15日(日) 4月22日(日)

【期日前投票】4月16日(月) 21日(土)、市役所および消費者活動センターで。

臨時休館します
社会教育会館、下連雀図書館、東社会教育会館、東児童館は統一地方選挙のため投票日とその前日は臨時休館となります。

都営住宅(シルバリア)の入居者を募集(地元募集)募集内容 市内にあるシルバリア(高齢者集合住宅)単身者向4戸(あき家)入居資格 65歳以上で原則として申込時に親族と同居していないこと、三鷹市内に継続して3年以上居住していること、所得が基準内であること、住宅に困っていないこと(自家所有者は原則として申し込めません)。

在登録されているバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。車両を購入したり、譲り受けたり、市内に転入した場合は、登録手続きをしてください。

届出場所 125cc以下のバイク、小型特殊自動車、ミニカー、市民税課(市役所2階②番窓口) 内線2355へ。

登録に必要なもの「販売証明書(人から譲り受けた場合は廃車証明書または他市からのナンバープレートと譲渡人の押印のある標識交付証明書・譲渡証明書、転入の場合は廃車証明書または他市からのナンバープレートと譲渡人の押印のある標識交付証明書・明書)・印鑑・市内に住居登録がない場合は免許証および住所を確認できる書類(公共料金の通知書など)。

休館日 4月7日(土)・8日(日)・21日(土)・22日(日)
社会教育会館 49 252
下連雀図書館 43 91
東社会教育会館 46 59
東児童館 44 20408
東児童館 44 2150

バイク、軽自動車などの廃車届・登録届は3月30日(金)までに軽自動車税は、4月1日現在登録されているバイク、軽自動車、小型特殊自動車などに課税されます。車両を購入したり、譲り受けたり、市内に転入した場合は、登録手続きをしてください。

1件ずつの審査となるため、早めの登録にご理解・ご協力をお願いします。
4月2日(月)から、所定の「事業系ごみ行政収集登録申請書」に記入し、ごみ対策課(市役所5階⑤番窓口)へ申請する。申請書は市政窓口または市のホームページから入手することができます。

粗大ごみの処分を依頼するときは「注意」粗大ごみなどの処分をめぐり、引き取り業者から高額な費用を請求されるケースが発生しています。不用品の引き取りを依頼する場合には十分ご注意ください。

家庭から出される粗大ごみ・多量ごみは粗大ごみ受付センターへ47 5184へ、市で処理できないものや大量のごみ、また事業者から出される粗大ごみなどの処分は、一般廃棄物の許可業者へご連絡ください。

公衆浴場と生活関連業種の事業者には水道料金を助成支払い済みの18年度分の水道料金について、補助金を交付します。対象は公衆浴場

四輪の軽自動車「軽自動車検査協会多摩支所」042 525 4360へ。

たは特定の食品小売業・食品製造業、クリーニング業などの生活関連業種の事業者。補助基準および補助対象額(公衆浴場営業)1カ月当たり5立方メートルを超え、10立方メートルまでの従量料1立方メートルにつき7円を補助、1カ月当たり10立方メートルを超える従量料1立方メートルにつき15円を補助。

生活関連業種 1カ月当たり51立方メートル、20立方メートルの従量料1立方メートルにつき10円を補助

3月5日(月)～30日(金)に、市指定の申請書、請求書、支払金口座振替依頼書、水道料金の領収書(写)を添えて生活経済課へ申し込む。

退職などで厚生年金などの資格を喪失した方の国民年金の手続き
会社などを退職したり、雇用形態が変わったことにより、厚生年金被保険者や共済組合員の資格を喪失した場合、年齢が20歳以上60歳未満の方は国民年金への移行の手続きが必要です。

燃やせないごみや粗大ごみの増加は、引越時の片付けや買い替えなどの一時的な影響と考えられますが、燃やせるごみの減量やプラスチック類などの資源物の増加が引き続き見られることは、継続的に市民のみなさんが分別収集に努力していただいている結果です。

月日の分かるもの、厚生年金・健康保険の喪失年月日の分かるもの(コピー)を持参し、市民課(1階 番窓口)または市政窓口へ。
配偶者が第三号被保険者(年金制度上の被扶養者)であった場合は、配偶者の年金手帳もお持ちのうえ併せて手続きをしてください。

市のホームページの「会社等を退職された方の国民年金の手続き」から書類をダウンロードし、郵送で手続きすることもできます。

市民会議・審議会
三鷹市環境保全審議会 3月9日(金)午後4時30分～6時30分、三鷹市公会堂別館2階で。内容は三鷹市環境基本計画改定について。

第3回三鷹市男女平等参画審議会
3月23日(金)午後6時30分～8時、教育センターで。内容は

前年比ごみ総量約0.7%の減
今後も引き続きごみの減量・資源化にご協力ください

平成17年2月に始まった新しいごみの分別収集から2年が経過しましたが、市民のみなさんのご努力により、前年(平成17年2月～18年1月)と比べ、「燃やせるごみ」は510トンの減量を達成しましたが、「燃やせないごみ」が244トンの増量となりました。その結果、ごみ総量としては、人口の増加にもかかわらず、約0.7%の微減となりました(別表参照)

燃やせないごみや粗大ごみの増加は、引越時の片付けや買い替えなどの一時的な影響と考えられますが、燃やせるごみの減量やプラスチック類などの資源物の増加が引き続き見られることは、継続的に市民のみなさんが分別収集に努力していただいている結果です。

しかし、法改正に伴い、プラスチック類やペットボトルの引き取りの基準が厳しくなっています。引き続き、ごみ減量・資源化のために、分別の徹底と汚れの除去などにご協力をお願いします。

⇒ごみ対策課内線2536

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	古紙・古着	プラスチック類	ペットボトル	粗大ごみ
平成17年2月～18年1月	35,828	2,046	6,925	3,859	508	1,526
平成18年2月～19年1月	35,318	2,290	6,860	3,951	565	1,558
収集量の増減	-510	244	-65	92	57	32

は男女平等行動計画ほか。傍聴希望の方は、3月16日(金)(必着)までに住所・氏名・電話番号を記入し、はがきまたはEメールで「〒181 8555三鷹市役所企画経営室」・kikaku@city.mita.kanagawa.jpへ申し込む。先着10人。

総合オンラインマン 3月の相談日
3月8・15・29日は山崎源三さん、22日は加藤恵津子さん、いずれも木曜日午後1時30分～4時30分。

東京都平和の日 (3月10日)に黙とうを戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、東京都は3月10日を「東京都平和の日」と定めています。戦災で亡くなった方々の追悼と世界の恒久平和を祈り、3月10日(土)午後1時から市の防災無線を合図に、1分間の黙とうを行います。みなさんのご協力をお願いします。

税の申告をお忘れなく！
申告は、正しく期限内に
住民税(市民税・都民税)の申告 市役所第二庁舎4階または市政窓口へ
受付 3月15日(土)(土・日曜日を除く)までの午前9時～午後4時30分
申告に必要な書類 18年中の収入が確認できる書類と18年中に支払った保険料などの領収書など。くわしくは2月9日に郵送した申告書用紙と同封の手引きをご覧ください。
⇒市民税課内線2342

石綿(アスベスト)健康被害救済「一般搬出金」の申告・納付が始まります
平成19年4月1日以降に開始する事業(工事)は、平成19年度石綿健康被害救済「一般搬出金」の申告と納付が必要ですので、労働保険料と併せて納付をお願いします。

一般搬出金率 1千分の0.05
東京労働局労働保険徴収部 適用課 03 3818 8239

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告 武蔵野税務署へ
受付 所得税・贈与税 = 3月15日(土)(土・日曜日を除く)まで、個人事業者の消費税 = 4月2日(月)まで。いずれも午前9時～午後5時
税理士による申告相談 小規模納税者の方 = 3月8日(木)まで、申告書A様式(住宅ローン控除がない方) = 9日(金)・12日(月)、いずれも午前9時30分～午後3時(午前11時～午後1時を除く)市役所第二庁舎4階で。
⇒同課 53 - 1311
インターネットで申告書作成ができます。国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告 武蔵野税務署へ
受付 所得税・贈与税 = 3月15日(土)(土・日曜日を除く)まで、個人事業者の消費税 = 4月2日(月)まで。いずれも午前9時～午後5時
税理士による申告相談 小規模納税者の方 = 3月8日(木)まで、申告書A様式(住宅ローン控除がない方) = 9日(金)・12日(月)、いずれも午前9時30分～午後3時(午前11時～午後1時を除く)市役所第二庁舎4階で。
⇒同課 53 - 1311
インターネットで申告書作成ができます。国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/